に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第十二条

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とタイ王国政府と

の間の実施取極

前文

日本国政府及びタイ王国政府 (以下「両締約国政府」という。) は、

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(以下「基本協定」という。)第十二条の規定に

従って、

次のとおり協定した。

第一章 税関手続

第一条 税関に係る事項における相互支援

1 両締約国政府は、 関税法令の適正な適用を確保するため、 並びに関税法令の違反及びその未遂を防止

調査し、 及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 発及び試験、 両締約国政府は、 取締りのための新たな装置及び技術の研究、 必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、 開発及び試験、 税関職員の訓練活動並びに税関 開

当局間の人的交流の分野において協力する。

## 第二条 情報通信技術

1 両 一締約国政府の税関当局は、 その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同 の努力を

払う。

2 た情報通信技術の利用に関する情報 両 締約国政府の税関当局は、 貿易取引文書の電子化の実現に寄与するため、 (最良の慣行を含む。) を交換する。 税関手続の改善を目的とし

# 第三条 危険度に応じた管理手法

- 1 締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。 日本国及びタイ王国 (以下「両締約国」という。)の間で取引される物品の通関を容易にするため、 両
- 2 度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、 両締約国及び第三国その他の関税領域における危険

3 両 一締約国政府の税関当局は、 危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関し

て、情報(最良の慣行を含む。)を交換し、及び更新する。

## 第四条 不正取引の取締り

1 両締約国政府の税関当局は、 税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品 の取引の取 締 りに関

して、協力し、及び情報を交換する。

2 両 一締約国政府は、 税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、 関税協力

理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

### 第五条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、 知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、 協

力し、及び情報を交換する。

### 第六条 情報の交換

1 提供したあらゆる情報の秘密性を保持する。 各締約国政府は、 他方の締約国政府が基本協定第五十五条及びこの章の規定に従って秘密のものとして ただし、 当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する

- 2 ら得ることができない場合には、 各締約国政府は、 秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、 当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。 自己が要請する保証を他方の締約国 一政府か
- 3 については、 ことができない場合には、 情報を要請する締約国政府は、 当該情報を要請された締約国政府 自己の要請においてその事実について注意を喚起する。 同様 の要請が情報を要請された締約国政府により行われたならば、 の裁量にゆだねられる。 当該要請に応ずること 応ずる
- 4 当局に提供する情報については、 務の遂行のためにのみ使用する。 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づき一 他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局 方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関 の職
- 5 は、 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づいて提供される情報については、 裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。 提供を受ける締約国政府
- 6 報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情 当該他方の締約国政府

は、 的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。 を通じて当該一方の締約国政府に提出する。 当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法律に従って定められたその他の経路 当該一方の締約国政府は、 当該他方の締約国政府が示す合理

7 ない。 いる調査 によって禁止されている場合又は自己の主権、 この章の他の規定にかかわらず、 (関係法執行機関による捜査を含む。 一方の締約国政府は、 安全その他の重要な利益を侵害し、若しくは現に行われて を妨げると認める場合には、 他方の締約国政府へ 当該提供を行うことを要し の情報の提供が自 国 の法令

# 第七条 税関手続に関する小委員会

- 1 いう。)は、次の者で構成する。 基本協定第五十六条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会(以下この条において「小委員会」と
- (a) 共同議長として、日本国財務省及びタイ王国関税庁の職員
- (b) 日本国については、 財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要

な専門知識を有する他の政府職員

(c) タイ王国 (以下「タイ」という。) については、 関税庁及び外務省の職員並びに特例的な場合には討

議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会は、 両締約国政府の合意により、 両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問

題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

3 小委員会は、この取極の効力発生の日の後一年以内に、 創立会合を開催する。 小委員会のその後の会合

第二章 貿易取引文書の電子化

は、

両締

約国政府が合意する場所及び時期において開催する。

第八条 貿易取引文書の電子化に関する小委員会

基本協定第六十一条の規定に基づき、 貿易取引文書の電子化に関する小委員会(以下この条において

「小委員会」という。)は、次の者で構成する。

1

(a) 共同議長として、日本国経済産業省及びタイ財務省の職員

(b) 日本国については、 経済産業省、 外務省及び財務省の職員並びに討議される問題に関連する必要な専

門知識を有する他の政府職員

(c) タイについては、 財務省、 商務省、 情報通信技術省及び外務省の職員並びに討議される問題に関連す

る必要な専門知識を有する他の政府職員

- 2 者を含む。)であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。 小委員会は、 両締約国政府の合意により、 両締約国政府以外の関係団体の代表者 (民間部門 か らの代表
- 3 小委員会の 議題には、 次の回及び的に関する問題を含めることができる。
- (b) (a) 報及び関係文書上の内容であって電子的方式により入力したものを、 並びに基本協定第五十九条に規定する設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情 基本協定第六十条の規定に基づき、 両締 約 玉 間 の貿易取引文書の電子化の実現及び促進のために行われる協力活動の方向を定めること。 貿易取引文書の電子化の実現及び促進の進捗状況を検討すること 各締約国政府の貿易規制当局が補

第三章 政府調達

助的なものとして受け入れることの準備状況について検討すること。

第九条 政府調達に関する小委員会

基本協定第百四十六条の規定に基づき、 政府調達に関する小委員会は、 次の者で構成する。

- (a) 日本国については、共同議長として外務省の上級職員
- (b) タイについては、 共同議長として財務省及び外務省の上級職員

(c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の他の政府職員

第四章 競争

第十条 目的

この章は、 基本協定第百四十八条に規定する協力の実施を目的とする。

第十一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「反競争的行為」とは、 いずれか一方の締約国の競争法の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされ

る行動又は取引をいう。

- (b) 「競争当局」とは、
- (i) 日本国については、公正取引委員会をいう。
- 知 タイについては、競争委員会をいう。

(c) 「競争法」とは、

正をいう。

- (i) 号) 日本国については、 (以 下 「独占禁止法」という。)並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五 十四四
- (ii) にそれらの改正をいう。 タイについては、 仏暦二千五百四十二年の競争法並びにその実施について定める命令及び規則並び
- (d) あって、次のいずれにも該当しないものをいう。 執行活動」とは、 締約国政府が自国の競争法に関連して行うあらゆる審査若しくは捜査又は手続で
- (i) 事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査
- (ii) 経済概況又は特定の産業における概況の調査を目的とする調査研究活動

第十二条 通報

を及ぼすことがあると認める自国政府の執行活動について、 各締 約国政府の競争当局は、 自国の法令に適合する限りにおいて、 当該他方の締約国政府の競争当局に通報する。 他方の締約国政府 の重要な利益 元に影響

## 第十三条 情報交換及び調整

1 おいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、 各締約国政府の競争当局は、 適当な場合には、 自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りに 他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関

2 両締約国政府 の競争当局は、 適当な場合には、 相互に関連する事案に関し、 それぞれの執行活動を調整

連する情報を当該他方の締約国政府の競争当局に提供する。

第十四条 透明性

することについて検討する。

各締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

当局に速やかに通報すること。

- (a) 自国 の競争法の改正及び反競争的行為を禁止する新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争
- (b) 他方の締約国政府の競争当局に提供すること。 適当な場合には、 自国の競争法に関連して発出し、及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを
- (c) 適当な場合には、 締約国政府の競争当局の年次報告又はその他の公表資料であって一般に利用可能な

ものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

第十五条 技術協力

1 両締 約国政府は、 両締約国政府の競争当局が競争法及び競争政策の実施に関連する技術協力活動におい

て協力することが共通の利益であることに合意する。

2 この協力活動には、 各締約国政府の競争当局の合理的に利用可能な資源の範囲内で行われる次の活動を

含めることができる。

a 研修のため競争当局の職員を交流させること。

(b) 一方又は双方の競争当局が組織し、 又は後援する競争法及び競争政策の実施に関する研修課程におい

て、 競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

(c) 両締約国政府の競争当局が合意するその他の形態の技術協力を行うこと。

第十六条 協議

両締約国政府の競争当局は、 いずれか一方の締約国政府の競争当局の要請があった場合には、この章の規

定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても、 相互に協議する。

#### 第十七条 見直し

1 両締約国政府は、 相互の合意により、この章の規定に基づく協力について見直しを行い、 及び当該協力

を促進する。

2 1に規定する見直しを行うに当たっては、 両締約国政府は、 次のいずれかに掲げる活動に関しこの章の

規定に基づく協力を促進することについて検討することができる。

(a) 通報

(b) 執行活動における協力

(c) 執行活動の調整

d) 積極礼譲及び消極礼譲

3 2に規定するいかなる協力の促進も、 各締約国の関係法令及び各締約国政府の資源の利用可能性の範囲

内で行われる。

第十八条 秘密の情報の取扱い

1 方の締約国政府又は競争当局がこの章の規定に従って提供した情報(公開情報を除く。)は、

- (a) した締約国政府又は競争当局により、 当該情報を提供した締約国政府又は競争当局が別段の承認を行った場合を除くほか、 自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用される。 当該情報を受領
- (b) より、 当該情報を提供した競争当局が別段の承認を行った場合を除くほか、 第三者又は他の当局に伝達されてはならない。 当該情報を受領した競争当局に
- (c) 府により、 当該情報を提供した締約国政府が別段の承認を行った場合を除くほか、 第三者に伝達されてはならない。 当該情報を受領した締約国

政

- 2 伝達することができる。 が 別段 1 (b) の通報を行う場合を除くほか、 の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報を受領した競争当局は、 当該法執行当局は、 当該情報を競争法の執行のために自国政府の関連する法執行当局に 次条に定める条件に従って当該情報を使用することができ 情報を提供した競争当局
- 3 の情報 各締 の秘密性を保持する。 約国政府は、 自国 の法令に従い、 他方の締約国政府がこの章の規定に従って提供したあらゆる秘密

る。

4 各締約国政府は、 秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約国

- 5 る場合又は自己の重要な利益と両立しない場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しな この章の他のいかなる規定にもかかわらず、いずれの締約国政府も、 自国の法令によって禁止されてい
- (a) 、イ政府に提供することを要しない。 日本国政府は、 独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」をこの章の規定の下で

V )

特に、このことに関連し、

(b) 下で日本国政府に提供することを要しない。 タイ政府 は、 仏暦二千五百四十二年の競争法の規定の適用を受ける「秘密の情報」 をこの章の規定の

第十九条 刑事手続における情報の使用

- 1 は、 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報(公開情報を除く。) 当該他方の締約国の刑事手続において裁判所又は裁判官に提示されてはならない。
- 2 を当該他方の締約国の刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該 この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報(公開情報を除く。)

他方の締約国政府は、 れたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。 当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法律に従って定めら

#### 第二十条 連絡

より 局間において直接行うことができる。 この章の規定に別段の定めがある場合を除くほか、 確認されなければならない。 その確認は、 ただし、 該当する連絡が両締約国政府の競争当局間において行われた 第十二条の規定による通報は、 この章の規定に基づく連絡は、 外交上の経路を通じ、 両締約国政 分府の が競争当 書面 に

第五章 農業、林業及び漁業の分野における協力

後、

できる限り速やかに行う。

### 第二十一条 一般原則

1 玉 を認識して、 入を改善すること並びに両締約国における持続可能な農業、 一の関連する協同組合間の協力を含む。) (以下この章において「地域間の連携」という。 両締約国政府は、 農業、 林業及び漁業の分野において、 基本協定第十三章の規定に従い、農業、 特に食品の安全及び地域の段階における協力 林業及び漁業に従事する者の生活の質及び収 林業及び漁業の発展を支援することの重要性 の発展に関 (両締 約

して協力する。

2 両締約国政府は、 相互の利益の原則に基づき、 農業、 林業及び漁業の分野における連携及び協力を発展

でせ、及び向上させる。

第二十二条 協力の範囲及び形態

1 両締約国政府は、 基本協定第百五十四 条の規定に従い、 及び相互に合意する条件の下で、この条に定め

並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約

国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、 及び円滑にする。

る範囲及び形態について協力し、

2 この章の規定に基づく食品の安全に関する協力の範囲には、 次の事項を含める。

(a) 農場から市場までのすべての段階にわたる食品産業の健全な発展 (低温流通体系、 包装制度等の食品

の流通制度を含む。)

(b) 人材養成

(c) 新たな技術の開発及び促進

(d) 品質管理、検査及び認証制度

六

- (e) リスク分析の適用
- (f) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- 3 この章の規定に基づく地域間の連携の 範囲には、 次の事項を含める。
- (a) 次の事項を含む農村地域の開発

組合間の連携の

向上

- ii 農産品の質及び安全性の向上
- (iii) 両締約[ 玉 の関連する協同組合間の販売及び購買の促進 一村一 品運動の発展を含む。)
- (b) 人材養成
- (c) 技術的ノウハウの開発及びその移転の促進
- (d) 両締約国の関連する協同組合の相互の利益に資する共同投資の促進
- (e) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- 4 この 章の規定に基づく食品の安全に関する協力の形態には、 次の事項を含める。
- (a) 食品の安全の技術的側面に係る意見及び情報の交換

- (b) 専門家の交流
- (c) セミナー、研究集会及び研修

(d) 衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むための

科学に立脚した協議であって相互に受け入れることができる解決を得ることを目的としたもの

衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国政府間の協同の努力についての協議

f 食品試験所に関する民間投資の促進

(e)

(g) 品質管理、検査及び認証制度の強化

h 両締約国における試験所間の協力網の発展

(i) リスク分析の適用の強化

(j) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態

この章の規定に基づく地域間の連携の形態には、 次の事項を含める。

5

(a) 相互に関心を有する問題に関する意見及び情報の交換

(b) 専門家の交流

- (c) 関連する協同組合の発展に関するセミナー、 研究集会及び研修
- (d) 関連する協同組合に係る資料 (関連する協同組合の一覧表、 事業制度、 技術的事項等) を収集し、及
- び 交換するための両締約国間における情報センターの協力網の形成
- f 関連する協同組合の産品に係る合同市場調査の促進

(e)

展示場における関連する協同組合及び一村一

品運

動の産品の

相互の利益のための販売促進

- (g) 両締約国における関連する協同組合間の事業の促進(
- h 両締約国政府が合意する協力のその他の形態

第二十三条 連絡部局

各締約国政府は、 この章の規定に基づくすべての事項について両締約国政府間の連絡を円滑にするた

め、次の連絡部局を指定する。

1

- a 食品の安全に関する連絡部局
- (i) 日本国については、在タイ日本国大使館
- (i) タイについては、農業・協同組合省農産品・食品基準局

- (b) 地域間の連携に関する連絡部局
- (i) 日本国については、在タイ日本国大使館
- ii タイについては、農業・協同組合省協同組合振興局

2 一方の締約国政府の連絡部局は、この章の規定に基づく協力に関する他方の締約国政府からの妥当な照

会に応じ、及び適当な場合には他方の締約国政府に関連する情報を提供する。

第二十四条 権利及び義務の再確認

シュ協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定(その改正を含む。)に基づく衛生植物検疫措置 両締約国政府は、 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケ

に関する両締約国の権利及び義務を再確認する。

第二十五条 農業、林業及び漁業に関する小委員会

1 基本協定第百五十七条の規定に従って、 農業、林業及び漁業に関する小委員会(以下この章において

「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、 見直しを行い、 及び討議すること。
- (b) 食品の安全及び地域間の連携以外の協力の範囲及び形態を特定し、 及び優先順位を決定すること。
- (c) る合同委員会 この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、 ( 以 下 「合同委員会」という。 ) に対して所見を報告し、 基本協定第十三条の規定に基づいて設置され 及び勧告すること。
- (d) 農業、 林業及び漁業に関連するその他 の問題について討議すること。

の規定の実施及び運用から生ずるすべての問題について迅速に取り組むこと。

3 小 委員会は、 次の者で構成する。

(e)

の章

- (a) 日 本国については、 共同議長として農林水産省及び厚生労働省の職員
- (b) タイについては、 共同議長として農業・協同組合省その他関連する政府機関の職員
- 4 (c) 3 外務省の職員及び討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員 の規定にかかわらず、 両締約国政府以外の関連する団体の代表者 (民間部門からの代表者を含む。
- であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、 小委員会の招請により小委員会の構

成員となることができる。

5 小委員会は、 両締約国政府が合意する場所及び時期において少なくとも毎年一回会合する。

第二十六条 食品の安全に関する特別小委員会

1 小委員会は、食品の安全に関する協力を効果的に実施するため、基本協定第百五十七条の規定に従っ

て、 その補助機関として食品の安全に関する特別小委員会(以下この条において「特別小委員会」とい

う。)を設置する。

2 特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 食品 の安全に関する協力の効果的な実施に関連する問題について、 見直しを行い、 及び討議するこ

と。

(b) 検疫に関する規制及び基準の変更又は導入(両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすも のに限る。)について情報の交換を行うこと。 両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに両締約国政府の衛生植物

(c) 第二十二条に定める範囲及び形態における両締約国政府間の協力事業の効果的な実施について、関連

する団体と協力すること。

- (d) 科学に立脚した協議であって相互に受け入れることができる解決を得ることを目的としたものを行うこ 衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むための
- (e) 優先順位を決定すること。 食品の安全に関する協力の範囲及び形態 (関心を有する産品に関するものを含む。) を特定し、
- (f) 各締約国政府のリスク分析の適用について、見直しを行い、及び評価すること。
- (g) 衛生植物検疫措置に対する違反のすべての事案を解決するために次の事項を含む協同の努力を行うこ

کے

- (i) 輸入締約国による輸出締約国への貨物の詳細についての迅速な通報
- (ii) 輸出締約国による問題の調査及び輸出締約国がとるべき適当な改善措置についての協議
- (h) 食品の安全に関する共同研究を促進すること。
- (i) 特別小委員会は、 小委員会に対し特別小委員会の所見を報告すること。

次の者で構成する。

3

- (a) 日本国については、共同議長として農林水産省及び厚生労働省の職員
- (b) タイについては、共同議長として農業・協同組合省及び保健省の職員
- (c) 外務省の職員及び討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員

両締約国政府が合意する場所及び時期において少なくとも毎年一回会合する。

第二十七条 地域間の連携に関する特別小委員会 4

特別小委員会は、

1 機関として地域間の連携に関する特別小委員会(以下この条において「特別小委員会」という。) 小委員会は、 地域間 の連携を効果的に実施するため、基本協定第百五十七条の規定に従って、 その補助 を設置

2 特別小委員会は、 次の事項を任務とする。

する。

- (a) 地域間 の連携の効果的な実施に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 地域間 の連携の範囲及び形態を特定し、及び優先順位を決定すること並びにそのように決定した活動

(c) を実施すること。

地域間の連携の促進に関する意見及び情報を交換すること。

- (d) 第二十二条に定める範囲及び形態における両締約国政府間の協力事業の効果的な実施について、 関連
- する団体と協力すること。
- (e) 小委員会に対し特別小委員会の所見を報告すること。
- 3 特別小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として農林水産省の職員
- (b) タイについては、共同議長として農業・協同組合省の職員

(c)

4 合中央会、タイについてはタイ協同組合連盟等の民間部門からの代表者を含む。)であって討議される問 3の規定にかかわらず、両締約国政府以外の関連する団体の代表者 (日本国については全国農業協同

外務省の職員及び討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他

|の職|

題に関連する必要な専門知識を有するものは、特別小委員会の招請により特別小委員会の構成員となるこ

とができる。

5 特別小委員会は、 第六章 教育及び人材養成の分野における協力 両締約国政府が合意する場所及び時期において少なくとも毎年一回会合する。

## 第二十八条 一般原則

1 約国政府以外の団体である当事者間で関連する専門知識、 て能力の開発が不可欠であることを確認して、 に大きく依存していることを認識し、並びに基本協定第十三章の規定に基づく協力のすべての分野におい 両締約国政府は、 基本協定第十三章の規定に従い、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能 両締約国政府間及び両締約国において一方又は双方が両締 技能及び経験を共有することによって教育及び

2 させ、 な成長のための 両 締約国政府は、 及び向上させる。 人的な能力の開発を強化するため、 開発に関する専門知識、 技能及び経験を共有し、 教育及び人材養成の分野において連携及び協力を発展 並びに両締約国の衡平か つ持続可能

人材養成を促進することに協力する。

# 第二十九条 協力の範囲及び形態

1 国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。 る範囲及び形態について協力し、並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約 両締約国政府は、 基本協定第百五十四条の規定に従い、及び相互に合意する条件の下で、この条に定め

次の事項を含める。

- (a) 各締: 約 国政府の政策の相互理解の向上
- (b) 技術 訓 練及び職業訓練 (鋳型及び金型技術に関するものを含む。)
- (c) 相互に関心を有する分野における学術及び研究機関の協力網の形成に係る協力

0)

促進

- (d) 教育水準 (教育機関の運営及び発展に関するものを含む。 の 向上
- (e) 教育 のため の情報通信技術
- (f) 教育のあらゆる段階における教育手段及び方法の技術移転の促進
- (g) 日本語及びタイ語並びに日本研究及びタイ研究
- (h) 相互に関心を有する分野における受益国の必要性に基づく共同第三国研修
- (i) 両締約国 の教育研究機関間の緊密な協力
- (j) 両締約国における学術上の事業への参加の促進及び円滑化
- (k) 両締約国政府が合意する協力のその 他 0) 範 用
- この章の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含める。

3

- (a) 情報及び関連するデータの交換
- (b) 両締約国政府の当局間の意見の交換
- (c) 学者、 教員、 学生、教育、 技術及び職業訓練の機関の構成員、 政府職員並びに科学、 教育、 技術及び

職 業訓練の活動に従事するその他の者の交流及び訪問

- (e) (d) 技術的及び専門的な分野における教育上の事業の促進 友好及び相互理解を促進することを目的とした青少年の交流及び青少年団体間 (能力及び技能の向上を含む。)

の協力

- (f) 企業内研修及び研修事業のための機会の提供及び促進
- (g) 他方の締約国における学術及び教育機関の設立の 円滑化
- (h) 相互に関心を有する分野における共同研究開発
- (i) 相互に関心を有する分野における合同のセミナー、 研究集会、 会合及び研修
- (j) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態

第三十条 教育及び人材養成に関する小委員会

1

基本協定第百五十七条の規定に従って、教育及び人材養成に関する小委員会(以下この章において「小

委員会」という。)を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 教育及び人材養成の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国政府間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。
- (d) この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、合同委員会に対して所見を報告し、 及び勧告

すること。

- (e) 教育及び人材養成に関連するその他の問題について討議すること。
- f 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として外務省の職員
- (b) タイについては、共同議長として教育省の職員
- (c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員

- 4 3の規定にかかわらず、両締約国政府以外の関連する団体の代表者(民間部門からの代表者を含む。)
- 成員となることができる。 であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、小委員会の招請により小委員会の構
- 5 小委員会は、 第七章 ビジネス環境の向上の分野における協力 両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

#### 第三十一条 般原則

協力を促進する。

- 1 両締約国政府は、 それぞれ自国の法令に従い、 両締約国におけるビジネス環境を一層向上させるための
- 2 企業及び経済人にとって好ましい環境を創出する。 このため、一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の 両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、

必要な

3 措置 迅速化がビジネス環境の向上において重要な役割を果たすことを認識し、 両締約国政府は、 (次条及び第三十三条に定める機関の設置を含む。)をとる。 商用目的の査証、 在留資格認定証明書及び労働許可に係る発給申請手続の円滑化及び 並びに相互主義に留意して、そ

れぞれ自国の法令に従い、 迅速にし、及び改善し、並びにその透明性を向上させる。 商用目的の査証、 在留資格認定証明書及び労働許可に係る発給申請手続を円滑

第三十二条 ビジネス環境の向上に関する小委員会

1 基本協定第百五十七条の規定に従って、ビジネス環境の向上に関する小委員会(以下この章にお いて

ジネス環境に関連する問題を取り扱う。

「小委員会」という。)を日本国及びタイにそれぞれ設置する。

各締約国における小委員会は、

自国

のビ

- 2 締約国における小委員会の任務には、次の事項を含める。
- (a) に .おいて「連絡事務所」という。) が報告する所見を検討すること。 次条の規定に基づいて当該締約国に設置されるビジネス環境の向上に関する連絡事務所(以下この章
- (b) には、 自己の発意により、又は当該締約国における連絡事務所が報告する所見に基づいて適当と認める場合 当該締約国のビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び問題を解決するための方法を追求す
- (c) 当該締約国の政府に対し、 所見を報告し、 及び勧告 (当該締約国の政府がとるべき措置を含む。 を

行うこと。

- (d) いずれか一方の締約国政府に対し、他方の締約国における小委員会と共同で勧告を行うこと。
- (e) 適当な場合には、()及び())に規定する勧告について、当該締約国の政府がとった措置について見直し

を行うこと。

- (f) 適当な方法で、G及びGに規定する勧告並びにそれらの見直しの結果を公に利用可能なものとするこ
- (g) 合同委員会に対し、 (c)及び(d)に規定する勧告並びにこの章の実施及び運用に関連する他の所見を迅速
- h 小委員会の規則及び手続を定めること。

に報告すること。

- (i) すること。そのような協力の形態には、次の事項を含めることができる。 作業の不必要な重複を避けるため、この取極に基づいて設置される他の小委員会と適当な方法で協力
- (i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。
- 当該他の小委員会から意見を求めること。

- 当該他の小委員会の構成員を招請すること。
- (iv) 適当な場合には、 当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。
- 3 2 bに規定するビジネス環境に関連する問題には、 次の事項を含める。
- (a) 締約国の法令に基づく商用目的の査証、 在留資格認定証明書及び労働許可に係る発給申請手続の期間
- (b) 事業に関連する制度、規則及び手続の理解の向上

及び円滑化

- (c) 行政手続の円滑化
- (d) 両締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼす問題
- (e) 両締約国間の貿易及び投資に対する不必要な障害の削減
- (f) 障害を評価し、及び締約国の政府が考慮すべき措置を勧告することによるビジネス環境の向上に対す

る障害の発生の防止

- 4 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国における小委員会については、 議長として外務省の代表者並びに日本国政府の関係当局の代表

者、在日本国タイ大使館の代表者、 り派遣される適当な職員並びに日本国における小委員会が招請する両締約国政府以外の関連する団体の 在日本国タイ政府関係機関の代表者及び必要な場合にはタイ政府よ

代表者

(民間部門からの代表者を含む。)

- (b) 係当局 員並びにタイにおける小委員会が招請する両締約国政府以外の関連する団体の代表者 イ独立行政法人日本貿易振興機構及び在タイ日本商工会議所からの代表者を含む。) タイにおける小委員会については、 の代表者、 在タイ日本国大使館の代表者及び必要な場合には日本国政府より派遣される適当な職 議長として工業省投資委員会事務局の代表者並びにタイ政府の (民間 部門、 在タ 関
- 5 生ずる場合においていずれか一方の締約国政府の代表者が要請するときに、 日本国及びタイにおける小委員会は、 必要に応じて、又は3に規定するビジネス環境に関連する問題が 個別に会合する。
- 6 直すため、両締約国政府が合意する場所及び時期において、 両締 約国における小委員会は、 報告、 勧告及び適当な場合には両締約国政府によってとられた措置を見 両締約国政府の代表者を共同議長とする合同
- 7 各締約国政府は、 20及び他の規定に従って行われる勧告を考慮する。

会合を開催する。

## 第三十三条 連絡事務所

- 1 各締約国政府は、 前条の規定に従い、 自国において連絡事務所を指定し、 及び維持する。
- 2 締約国における連絡事務所の任務には、次の事項を含める。
- (a) 当該締約国 の法令、 規則その他あらゆる行政上の措置であって、 他方の締約国の企業の事業活動 に 悪

影響を及ぼすおそれのあるものに関する当該他方の締約国の企業からの照会を受領すること。

- (b) 当該締約 国 の関係当局に対し、 (a)に規定する照会を送付すること。

(c)

(a)に規定する照会を行った企業に対し、

(d) 当該締約国の関係当局と協力して、回に規定する照会を行った企業に対し、 必要な情報及び助言を提

当該締約国の関係当局からの回答を送付すること。

供すること。

(e) (a)から(d)までに規定する任務の遂行について、当該締約国における小委員会に対して所見を報告する

こと

- 3 各締約国政府は、 2 (に規定する企業に対して合理的な期間内に回答するよう連絡事務所を奨励する。
- 4 連絡事務所は、次のとおりとする。

- (a) 日本国については、外務省
- (b) タイについては、工業省投資委員会事務局

5 方の締約国政府は、 他方の締約国政府からの要請に応じ、 他方の締約国における自国の企業の当該他

助し、

又は支援することを考慮する。

方の締:

約国のビジネス環境に対する理解を向上させるために、

当該他方の締約国における連絡事務所を援

第八章 金融サービスの分野における協力

第三十四条 般原則

両締約国政府は、 基本協定第十三章の規定に従い、 アジア地域の金融の安定性を高め、 及びアジア地域の

金融市場 (この章の規定の適用上、 資本市場を含む。) の発展を強化するために両締約国政府間及びアジア

地域において行われる協力の重要性を認識して、金融サービスの分野において協力する。

第三十五条 協力の主要な目的

両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、次のことを目的として、金融サービスの分野において協力

する。

- (a) 知識及び技能を向上させ、 並びに経験を交換することの重要性を認識し、 金融サービスの分野におけ
- (b) 両締約国及びアジア地域の諸国における金融市場の発展を円滑にすること。

る規制に関する協力を促進すること。

(c) 両締約国及びアジア地域の金融市場の基盤を整備すること。

第三十六条 規制に関する協力

両締約国政府は、 次のことを目的として、 金融サービスの分野における規制に関する協力を促進する。

- (a) 方の締約国において業務を行うものに対する効果的な監督を強化すること。 健全な信用秩序の維持のための政策を実施すること及びいずれか一方の締約国の金融機関であって他
- (b) 金融サービス (電子的手段によって提供されるものを含む。)における国際化に関する問題に適切に
- (c) 金融市場の適正な革新を抑制しない環境を維持すること。

対応すること。

(d) 機発生時の波及効果を抑制するために、 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機(システミック・リスク)を最小化し、かつ、危 世界的な金融機関に対する監督を実施すること。

#### 第三十七条 資本市場の発展

て、 て健全か 引においてその安定性を確保し、及び強化する必要性が高まっていることを認識し、 両締約国政府は、 両締約国の資本市場を円滑に発展させることに協力する。 一つ漸進的な資本市場を育成し、並びに資本市場の深みを増し、及び流動性を高めることを目的とし 両締約国における資本市場の競争力を向上させ、並びに急速に発展する世界的な金融取 並びに両締約国におい

# 第三十八条 金融市場の基盤の整備

両 一締約国政府は、 効率的なかつ信頼できる金融市場の基盤が貿易及び投資を円滑にすることを認識して、

両締約国及びアジア地域の金融市場の基盤を強化することに協力する。

# 第三十九条 地域内の金融市場の発展

- 1 金融活動の更なる発展及びアジア地域の金融の安定性に寄与するために協力する。 両締約国政府は、 安定的かつ機能的な金融市場の重要性を認識して、アジア地域における国境を越える
- 2 両締約国政府は、 アジア地域の他の諸国と協力して、国内及びアジア地域の債券市場を育成するために

努力する。

#### 第四十条 事後措置

両締約国政府は、 金融サービスの分野における協力を促進するため、 必要な場合には、 非公式な対話を通

じて、 相互に関心を有する次の事項その他の事項について意見を交換することができる。

(a) 金融部門における技術革新によってもたらされた国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の不

確実な傾向 に対応するための全般的な政策要件

(b) 両 締 約 国 0 金融機関に対する両締約国政府 0 が規制に に関する政策

(c) 他方の締約国において業務を行う一方の締約国の金融機関に対する監督及び検査

インターネットを通じた金融サービスの取引に対する規制及び監視

(d)

(e) 両締約国の金融市場及び金融基盤の発展 (両締約国の金融部門における民間部門の間の協力に資する

環境の整備を含む。)

(f)

第九章

アジア地域における安定的かつ機能的な金融市場の発展を促進するための協力

情報通信技術の分野における協力

第四十一 条 般原則

- 1 報 びに両締約国が情報通信技術の利用により最大の利益を享受することを目的として、情報通信技術及び情 に関する事業慣行が公的部門及び民間部門の主導により内外で急速な発展を遂げていることを認識 通信技術に関連するサービスであって情報格差を是正し、 両締約国政府は、 基本協定第十三章の規定に従い、情報通信技術及び情報通信技術に関連するサービス 及び知識に立脚した社会を創出するためのも 並
- 2 信技術網に重点をおいて、 両 締 約国政 分府は、 情報通信技術の持続可能な発展を促進するため、 情報通信技術の分野における連携及び協力を発展させ、 アジア地域における諸国間 及び向上させる。 の情報 通

0)

の発展を促進することに協力する。

## 第四十二条 協力の範囲及び形態

1 (a) 基本協定第百五十四条の規定に従って、 高度電気通信網 (次世代インターネット及びアジア・ブロードバンド計画による東南アジアと北東ア この章の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含める。

ジアとの間のブロードバンドネットワークを含む。)

(b) チメディアを利用した双方向サービス等の新たなサービスを含む。)の利用の促進 消費者、 公的部門及び民間部門による情報通信技術に関連するサービス (ブロードバンドによるマル

- (c) 電子商取引の促進並びに関連する法令及び指針の整備 (認証事業者の認定又は承認手続の円滑化のた
- め の協力を含む。)
- (d) ブロ ードバンド上でのデジタルコンテンツの 流 通の 促
- 進
- (f) 次の事項を含む 両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲

(技術者の能力に関する標準を含む。

(e)

情

報通信技術関連の人材養成

- (i) 情報通 信技術に関する研究開発の 協力
- (ii) 情報網 のユビキタスアクセス
- (iii) 個 人情報 の保護
- (iv) 情報通信技術の分野における競争の促進のための規制に関する戦略
- (v) 電子政府
- (vi) 情報通信 技術の発展のための基盤整備に関する能力の開発の促進
- (vii) 多言語 による情 報の 利 用
- (iii) ソー ス コ 1 F が公開されたソフトウェア

- 図 情報通信技術を利用した遠隔教育
- (x) 情報通信技術に係る政策及び規制
- (xi) 影響を受けやすくかつ不利な立場にある人々の情報格差を是正するための支援技術
- 劒 農村地域におけるブロードバンドネットワーク
- ─ 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- 2 基本協定第百五十四条の規定に従って、 この章の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めること

ができる。

- a 政策事項に関する対話の促進
- (b) 両締約国の公的部門と民間部門との間の協力の促進
- 情報通信技術に関係する国際的な場における協力の向上

(c)

第四十三条 情報通信技術に関する小委員会

1 基本協定第百五十七条の規定に従って、情報通信技術に関する小委員会(以下この章において「小委員

会」という。)を設置する。

- 2
- 小委員会は、次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 情報通信技術の分野における協力の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約| 国政府間 の更なる協力の方法を特定し、 及び勧告すること。
- (d) この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、合同委員会に対して所見を報告し、 及び勧告
- (e) 情報通信技術に関連するその他の問題について討議すること。

すること。

- f 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として総務省及び経済産業省の職員
- (b) タイについては、共同議長として情報通信技術省の職員
- (c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員(タイについては、

科学技術省の職員等)

- 4 であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、 3の規定にかかわらず、 両締約国政府以外の関連する団体の代表者(民間部門からの代表者を含む。) 小委員会の招請により小委員会の構
- 5 小委員会は、 両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

成員となることができる。

#### 第四十四条 一般原則

第十章

科学技術、

エネルギー

及び環境の分野における協力

- 1 び環境の分野における両締約国政府間の協力を発展させ、 境が中長期的に各締約国の経済の持続的な拡大に寄与することを認識し、 0 原則に基づき、 両 締 約国政 府 は、 平和的目的、 基本協定第十三章の規定に従い、 持続可能な発展及び資源の効率的な利用のために科学技術、 特に先端分野における科学技術、 及び促進する。 並びに相互 0 利 エネルギー 益 エネル の ため ギー及 -及び環  $\mathcal{O}$ 連 携
- 2 るために、 両締約国政府は、両締約国の国民のより良い生活の質のための持続可能な発展及び能力の開発を促進す 科学技術、 エネルギー及び環境の分野において連携及び協力を発展させ、及び向上させる。
- 3 この章の規定 (第四十七条の規定に基づく実施取決めを含む。) に基づく協力については、 個々の場合

に応じて気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下この条において「京都議定書」という。)

は、 第十二条に定める低排出型の開発の制度の下での事業と認めることができる。このため、 当該事業を承認するか否かを決定するための京都議定書に基づく各締約国の権利を認める。 両締? 約国政府

### 第四十五条 協力の範囲及び形態

1 国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。 る範囲及び形態について協力し、 両締約国政府は、 基本協定第百五十四条の規定に従い、 並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約 及び相互に合意する条件の下で、この条に定め

2 この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。

産業開発の基礎を提供するために適した科学技術

(a)

- (b) 生命科学 (バイオテクノロジーを含む。)
- (c) 先端技術 (材料技術及び工学、ナノテクノロジー並びにバイオマスを含む。)
- (d) 標準化及び認証
- (e) エネルギー (太陽エネルギーを含む。)

- (f) 天然資源の管理並びに環境の保全及び保護
- (g) 自然災害の危険の減少(早期警戒システムを含む。)
- (h) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- 3 この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めて、「一等第一」リングでは、一次のようでは、
- (a) この章の規定に基づく協力の形態には、 活動、 政策、 慣行及び法令に関する情報及びデータ 次の事項を含める。 (特に、 関連する分野における研究開発に関する

B

0

の交換

- (b) 研究集会、 般的又は特定の議題の科学技術上、 会合及び研修 エネルギー 上及び環境上の側面に関する共同研究、 セミナー、
- (c) 協力関係に基づいて有意義に実施可能な研究開発事業及び計画の特定
- (d) 関連する分野における人材養成及び能力の開発
- (e) 科学者、技術者又はその他の専門家の交流及び訪問
- (f) 両締約国政府が合意する協力事業及び計画 (研究開発計画を含む。)の実施
- (g) 大メコン河流域地域の他の諸国が関与する共同事業の実施

- (h) 科学及びソフトウェアに関する研究開発拠点を通じた相互関係の奨励
- (i) 先端科学技術に係る団体間の協力
- (j) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態

第四十六条

科学技術、

エネルギー及び環境に関する小委員会

1 において「小委員会」という。)を設置する。 基本協定第百五十七条の規定に従って、科学技術、 エネルギー及び環境に関する小委員会(以下この章

- 2 小委員会は、 次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 科学技術、 エネルギー及び環境の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国政府間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。
- (d) この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、合同委員会に対して所見を報告し、及び勧告

すること。

(e) 科学技術、 エネルギー及び環境に関連するその他の問題について討議すること。

- (f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として文部科学省の職員
- (b) タイについては、共同議長として科学技術省の職員
- (c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員

であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、 3の規定にかかわらず、 両締約国政府以外の関連する団体の代表者 小委員会の招請により小委員会の構 (民間部門からの代表者を含む。)

成員となることができる。

4

5 小委員会は、 両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

第四十七条 実施取決め

この章の規定に基づく協力の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行

うことができる。

第十一章 中小企業の分野における協力

#### 第四十八条 一般原則

1 る上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、 両締約国政府は、 基本協定第十三章の規定に従い、 両締約国 各締約国の経済の活力を維持し、 の中 小企業間の緊密な協力を助長し、 及び競争力を高め 及び中

小企業の持続可能性及び成長を促進することに協力する。

この章の規定に基づき実施される中小企業に関する協力における民間部門の不可欠な

役割を認める。

2

両

締約国政府は、

第四十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第百五十四条の規定に従って、この章の規定に基づく協力の範囲及び形態には、 次の事項を含め

る。

- (a) 中小企業のための能力の開発
- (b) 事業協力及び市場開発の促進
- (c) 中小企業の経営、競争力及び技術的能力の強化
- d 中小企業の資金調達の改善

- (e) 中小企業政策及び最良の慣行に関する情報の交換
- f 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲及び形態

第五十条 中小企業による貿易及び投資に関する協力の奨励及び円滑化

1 国 円滑にすることに協力する。 にすることに協力する。 両締 の中小企業間の事業協力を可能とすることを目的として、 約国政府は、 東南アジアにおけるタイの地理的位置を認識し、 両締約国政府は、 同様に、 タイの中小企業による日本国への投資を奨励し、 日本国の中小企業によるタイへの投資を円滑 及び特に東南アジアにおける両締約 及び

2 これらの中小企業間の貿易及び投資の分野における事業提携を奨励する。 市場及び世界市場において日本国及びタイの中小企業の競争力を高め、 両 締 約国政府は、 事業取引あっせん事業、 協力網の形成の促進その他適当な手段によって、 及び事業機会を増加させるため、 各締約国の

第五十一条 中小企業に関する小委員会

1 基本協定第百五十七条の規定に従って、中小企業に関する小委員会(以下この章において「小委員会」

という。)を設置する。

- 2
- 小委員会は、次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 中小企業の分野における協力の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国 の中小企業間の連携を発展させ、 及び向上させるために両締約国政府間の更なる協力の方法
- を特定し、及び勧告すること。
- (d) この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、合同委員会に対して所見を報告し、 及び勧告
- すること。
- (e) 中小企業に関連するその他の問題について討議すること。
- f 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として経済産業省の職員
- (b) タイについては、 共同議長として工業省中小企業振興局 の職員
- (c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員

4 あって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、 本貿易振興機構、 3の規定にかかわらず、 タイについてはタイ商工会議所、タイ工業連盟等の民間部門からの代表者を含む。)で 両締約国政府以外の関連する団体の代表者(日本国については独立行政法人日 小委員会の招請により小委員会の構成

5 小委員会は、 両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

員となることができる。

第十二章 観光の分野における協力

第五十二条 一般原則

1 与し、 両締約国政府は、 及び各締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、 基本協定第十三章の規定に従い、 観光が、 両締約国 両締約国において観光を促進し、 の国民の間 の相 互理 解 の増進に寄

及び発展させるために協力する。

2 び移動に関する接続の向上に重点を置いて、観光の分野における連携及び協力を発展させ、及び向上させ 両締約国政府は、北東アジアと東南アジアとの間及び南アジアと北東アジアとの間における観光交流及

る。

### 第五十三条 協力の範囲及び形態

1 第百 両締 五 並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事 十四条の規定に従い、 約国政府は、 両締約国間及びアジア地域における観光旅行者数の着実な増加を認識して、 及び相互に合意する条件の下で、 この条に定める範囲及び形態について協力 基本協定

- 2 この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。者間の協力を奨励し、及び円滑にする。
- (a) 観光の促進及び移動に関する接続の向上
- (b) 両締約国における観光目的の査証申請手続の円滑化
- (c) 市場開拓及び販売促進における相互の協力
- (d) 観光事業 (長期滞在、 タイ様式の施術等が提供される水等を利用した健康及び保養のための施設 クタ

イ・スパ)、日本の温泉、海洋観光及び環境観光を含む。)の促進

- (e) 人材養成
- (f) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲

- 3 この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含める。
- a 情報、データ及び意見の交換
- (b) 観光の専門家及び公務員の交流及び訪問
- (c) 合同セミナー、研究集会、会合及び研修
- d パッケージ旅行の促進
- (e) 両締約国における観光の宣伝の促進
- 観光産業に従事する者の研修の促進

(f)

第五十四条 観光に関する小委員会

- 1 基本協定第百五十七条の規定に従って、観光に関する小委員会(以下この章において「小委員会」とい
- う。)を設置する。
- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用に関連する問題について、見直しを行い、及び討議すること。
- (b) 両締約国における観光目的の査証申請手続を円滑にするための方法を討議すること。

- (c) 観光の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (d) 両締約国政府間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。
- (e) この章の規定の実施及び運用に関連する問題について、合同委員会に対して所見を報告し、及び勧告

すること。

- f 観光に関連するその他の問題について討議すること。
- (g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の者で構成する。
- (a) 日本国については、共同議長として国土交通省の職員
- (b) タイについては、共同議長として観光・スポーツ省の職員
- (c) 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府のその他の職員(日本国について

は、外務省の職員等)

4 3 0 規定にかかわらず、 両締約国政府以外の関連する団体の代表者 (民間部門からの代表者を含む。)

であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものは、 小委員会の招請により小委員会の構

成員となることができる。

5 小委員会は、 両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

第十三章 貿易及び投資の促進の分野における協力

第五十五条 一般原則

両締約国政府は、 基本協定第十三章の規定に従い、 両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の

団体である当事者間の交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の努力が、

日本国及びタイにおける貿

易及び投資を促進することを認識して、 両締約国 の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力

する。

第五十六条 協力の範囲及び形態

1 両締約国政府は、 基本協定第百五十四条の規定に従い、並びに両締約国における民間部門による協力的

な活動の促進及び当該活動に関連する次の自発的活動又は計画の実現の重要性を認識して、 協力し、並び

に両締約国間の貿易及び投資の拡大に大きく寄与する民間部門間の協力を円滑にする。

(a) 「世界の台所」計画のための貿易及び投資の促進

- (b) 日本国とタイとの間の「鉄鋼産業協力計画」
- (c) 「自動車人材育成機関」計画
- (d) 省エネルギー
- (f) 官民間の連携
- (g) 繊維及び繊維製品に関する協力

2

会(以下この章において「投資委員会」という。)事務局の間で作成される取決めに従って行われる協力 う。)、タイ商務省輸出振興局 他の関連する機関が、 を奨励し、 を置いていることを認識して、 シ ョン産業、 両 締 約 国 及び円滑にする。 政 自動車及び自動車部品産業、 分府は、 基本協定第百五十四 民間部門と緊密に協議して実施する協力には、 ジェトロ、 独立行政法人日本貿易振興機構 (以下この章において「輸出振興局」という。)及びタイ工業省投資委員 輸出振興局、 条の規定に従い、 電子産業、 付加価値サービス、 投資委員会及び両締約国政府が相互に合意するその タイが高度成長分野 (以下この章において「ジェトロ」とい 次の事項を含める。 再生可能エネルギー (農業関連産業、 等) に重点 ファッ

(a) 貿易及び投資の更なる拡大のために高度成長分野に焦点を当てた分野別の使節団の共同派遣及びその

ようなセミナーの共同実施

(b) 貿易及び投資に係る情報 (事業上の接触及び関係の発展を促進するため、 インターネットを通じた事

業関係の構築を希望する日本国及びタイの企業の情報等を含む。)の交換

- (c) 両締約国 の潜在的な投資家に対するジェトロ、 輸出振興局及び投資委員会が運営する施設及び関連す
- る連絡部局 0) 有効活用の奨励。 そのような施設及び連絡部局には、 次の ものを含める。
- (i) 輸出 タイにお 振興局 0) いては、 輸出総合窓口 ジ エ 1 口 の 在タイ海外ビジネス・サポ ートセンター、 投資委員会の日本窓口及び
- (ii) 会の事務所 日本国においては、 対日投資ビジネス・サポートセンター、 輸出振興局の貿易事務所及び投資委員
- (d) 貿易及び投資の促進を強化するための専門家の交流並びに研修生及び研究者の受入れ
- (e) 事業に関連する法令及び両締約国のビジネス環境に関する情報の提供

3 各締約国政府は、 事業 (両締約国政府が合意する分野における日本国及びタイの投資家間の合弁事業を

含む。)を奨励するために、 うな自発的活動には、 2の規定に従って行われる活動を含めることができる。 潜在的な事業相手を結び付ける自発的活動を促進し、及び支援する。 そのよ

第十四章 紛争解決

第五十七条 紛争解決

基本協定第十四章の規定は、 この取極の第一章から第三章まで及び次章の規定の解釈又は適用に関する両

締約国政府間の紛争解決について準用する。

第十五章 最終規定

第五十八条 実施

この取極は、 両締約国政府により、基本協定及び各締約国において効力を有する法令に従って、かつ、各

締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十九条 見出し

この取極中の章及び条の見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極 の解釈に

五 九

影響を及ぼすものではない。

第六十条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国

政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千七年四月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安倍晋三

タイ王国政府のために

S・チュラノン